

## 鎌ヶ谷市介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領

### 第1 目的

この要領は、介護保険法で規定する居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所及び第1号事業所、老人福祉法で規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム、高齢者の居住の安定確保に関する法律で規定するサービス付き高齢者向け住宅（以下「事業所」という。）において事故等が発生した場合の事務手続きを定めることにより、事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

### 第2 報告の対象となる事故の範囲

事業所が市へ報告する事故の範囲は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) サービス提供中に利用者が死亡又は負傷した場合（事業者等の過失の有無は問わず、利用者自身に起因するもの及び第三者によるものを含む。）

ア 「サービス提供中」とは、送迎、通院中も含め、サービスを提供している時間帯を通して全て含まれるものとする。

イ 「死亡」とは、事故死亡をさし、病气死亡は報告対象外とする。ただし、病死でも死因等に疑義が生じ、利用者の家族等から苦情がでている場合は、報告対象とする。

ウ 「負傷」とは、医師の保険診療を要したものを報告対象とし、比較的軽度な擦過傷や打撲等、日常生活に支障がないものは除く。ただし、医師の保険診療を要しなくても、負傷により利用者の家族等から苦情が出ている場合は、報告対象とする。

(2) 食中毒、感染症、結核等が発生した場合

次の各号に該当する場合は、迅速に感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずるものとする。

ア 感染症若しくは食中毒による、又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が5名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合

(3) 利用者が無届けで外出し、警察、消防等に捜索の協力を依頼した場合

(4) 職員、利用者又は第三者の故意又は過失による行為及びそれらが疑われる場合（ただし、利用者の金品着服、送迎時の交通事故、誤与薬、個人情報漏洩、利用者同士のトラブル、自殺、外部者の犯罪など、利用者の処遇に影響があるものに限る。）

- (5) 地震等の自然災害や火災事故による事業所の滅失・損傷があった場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、利用者の家族等から苦情がでている場合など、鎌ヶ谷市が報告を必要と判断する場合

### 第3 報告すべき内容

事業者が報告する事故の内容は次のとおりとする。

- (1) 事故状況の程度（受診、入院、死亡等）
- (2) 事業所の名称、事業所番号、連絡先及び提供しているサービスの種類
- (3) 利用者の氏名、年齢、性別、サービス提供開始日、住所、保険者、要介護度及び認知症高齢者日常生活自立度）
- (4) 事故の概要（事故発生（発見）の日時及び場所、事故の種別、発生（発見）時の状況等）
- (5) 事故発生（発見）時の対応（対応状況、受診方法、受診先、診断結果等）
- (6) 事故発生（発見）後の状況（家族や関係機関等への連絡）
- (7) 事故の原因分析（本人要因、職員要因、環境要因の分析）
- (8) 再発防止策（変更手順、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期及び結果等）
- (9) その他（損害賠償等の状況、その他特記すべき事項）

### 第4 事故報告の様式

事業所が報告の際に使用する様式は、別紙「介護保険事業者事故報告書」とする。ただし、第3の各号に掲げる報告事項を満たすものであれば、事業者が作成する独自の様式で報告して差し支えないものとする。

### 第5 報告の手順

事業所は、第2に規定する事故が発生したときは、次に掲げる方法により報告するものとする。

#### (1) 第一報

ア 所要の措置（医療施設への搬送、医師（施設の勤務医、配置医を含む）への連絡、利用者の家族等への連絡等）が終了した後、別紙様式内の1から6までの項目について可能な限り記載し、遅くとも5日以内を目安に鎌ヶ谷市へ報告（以下「第一報」という。）すること。ただし、利用者が事故による負傷などが原因で死亡に至った場合、又は生命等に関する重大な事故が発生した場合は、鎌ヶ谷市へ速やかに電話により報告しなければならない。また、居宅サービス等の事業所である場合には、居宅介護支援事業所にも同様の報告を行うこと。

イ 鎌ヶ谷市内に所在する事業所等で事故が発生し、利用者が他市町村の被保険者である場合は、当該市町村の指示に従って報告を行い、鎌ヶ谷市に対してもその報告内容の写しを送付すること。

ウ 第2第2号に定める事故が発生した場合は、「社会福祉施設等における感染症発生時等に係る報告について（平成17年2月22日厚生労働省通知老発第22001号）」に該当するため、併せて保健所へ報告すること。

## (2) 途中経過及び最終報告

事業所は、事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点又は一定の区切りがついた時点で、事故の原因分析や再発防止策等を含む最終報告を行うこと。ただし、第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第一報をもって最終報告とすることができる。

## 第6 報告に対する市の対応

市は、事故報告を取りまとめ、事故防止に資する観点から、次のとおり対応するものとする。

- (1) 事業所の事故処理が誠意をもって行われ、苦情やトラブルが発生しないよう、必要な指導を行う。
- (2) 利用者又はその家族等から事業所の対応に関して苦情があった場合は、適宜事業所に調査及び指導を行うとともに、利用者に対して事実確認等を行う。
- (3) 発生した事故が、千葉県又は千葉県国民健康保険団体連合会において対処することが必要と判断した場合は、千葉県又は千葉県国民健康保険団体連合会へ報告し、必要に応じ連携を図り対応する。
- (4) 他市町村（保険者）が関連する事故の場合は、当該他市町村と連携をとり、必要な措置をとる。
- (5) 必要に応じて事業所への情報提供及び注意の喚起を行う。

## 第7 事故の予防及び再発防止

事業所は、事故の予防及び再発防止のため、次のとおり努めなければならないものとする。

- (1) 事業所は、事故発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルを整備し、職員に周知徹底しなければならない。
- (2) 事業所は、発生した事故について原因を解明し、当該事故の再発防止はもとより同類の事故発生を防ぐための対策を講じておかななければならない。また、鎌ヶ谷市から事故に関し確認を求められた場合は、再度報告を行う等、鎌ヶ谷市の指示に従わなければならない。

## 第8 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、介護保険を所管する課が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。